

令和 2 年度  
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

8

（小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護  
看護小規模多機能型居宅介護）

資 料

令和2年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》8  
(小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護  
看護小規模多機能型居宅介護)

## 〔 目 次 〕

実地指導での指摘事項はどのようなものがあるか？ .....	3
管理者や介護支援専門員を変更する場合で注意すべき点は？ .....	8
夜間及び深夜の時間帯に配置すべき介護従業者の数について .....	9
短期利用居宅介護費の算定にあたって留意すべき点は？ .....	11
看護小規模多機能型居宅介護計画書等について .....	13
出張所（サテライト事業所）の設置の要件について .....	14
最近の質問から .....	17
運営推進会議、自己評価・外部評価について .....	20

【注】 (介護予防)小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を、  
「〔看護〕小規模多機能型居宅介護」と表記していますので、ご了承ください。

令和2年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》8  
 (小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護  
 看護小規模多機能型居宅介護)

**実地指導での指摘事項はどのようなものがあるか？**

令和元年度に行った実地指導での指摘のあった事項のうち、主なものを下表に示しましたので、業務の参考とされてください。

**重要事項説明書・運営規程に関すること**

	指摘事項	指導内容
【重要事項説明書】	重要事項説明書の内容に以下のとおり不十分な箇所がある。	利用者に対する説明責任として、誤りや不十分な箇所を訂正すること。なお、訂正内容については、運営規程との整合を図ること。  通常の実業の実施地域外でサービスを提供する場合の交通費について、徴収するのであれば、明確に記載すること。  利用料金の説明にあたっては、現在届け出ている加算を全て記載すること。また、加算に係る説明を記述すること。  その他の費用の額について、実態に合わせて訂正すること。
【掲示】	貴事業所では重要事項説明書及び運営規程を掲示しているが、掲示している内容に不十分な箇所がある。	指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者は、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。利用者に対する説明責任として、重要事項説明書及び運営規程を掲示するのであれば、実地指導の指摘事項を訂正したものを掲示すること。 なお、重要事項説明書には運営規程の概要が含まれるため、運営規程の掲示は省略しても差し支えない。

**勤務体制に関すること**

	指摘事項	指導内容
【勤務体制】	貴事業所では、出勤簿と勤務実績表を一体として作成しているが、一部の従業員について、日々の勤務時間が記載されていなかった。	勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、月ごとの勤務表には、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、各職種の配置、兼務関係等を漏れなく記載すること。

令和2年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》8  
 (小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護  
 看護小規模多機能型居宅介護)

運営基準に関すること

	指摘事項	指導内容
【事故発生時の対応】	市に報告が必要な事故が発生していたにも関わらず、報告がされていない事例が複数あった。	平成27年8月1日より、市に報告を要する事故の範囲が見直されていることに留意の上、平成29年4月1日以降の報告対象事例については、事故報告書を速やかに提出すること。なお、今後は事故発生後速やかに報告を行うよう、再発防止に努めること。
【地域との連携】	貴事業所では2月に1回運営推進会議を開催しているが、当該会議の記録を作成していない事例がある。	運営推進会議を開催した場合は、当該会議の議事録を作成し、事業所内に掲示する等の方法により公表すること。

居宅サービス計画・小規模多機能型居宅介護計画に関すること

	指摘事項	指導内容
【居宅サービス計画】	居宅サービス計画の作成にあたり、以下のとおり不十分な事例がある。  【アセスメント】 アセスメント実施の記録及び結果の記録がなく、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、アセスメントを行ったことが確認できない。	指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が行う居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下、「居宅サービス計画等」という。）の作成は、基本的には居宅条例（予防条例）に列挙しているプロセスに応じて進めるべきものとなる。よって、今後は以下の通り作成等を行うこと。  居宅サービス計画等の作成に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接してアセスメントを行うこと。また、当該アセスメントに当たっては、課題分析標準項目について全て確認して、要介護者等の有する課題を客観的に抽出し、記録すること。

令和2年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》8  
 (小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護  
 看護小規模多機能型居宅介護)

	指摘事項	指導内容
【居宅サービス計画】	<p><b>【サービス担当者会議】</b>                      認定の更新に当たって、サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画を作成等しているが、福祉用具貸与事業者のサービス担当者会議の召集及び参加がなされておらず、意見照会を行ったことの記録もない事例があった。</p> <p><b>【モニタリング】</b>                      モニタリング実施の記録及び結果の記録がなく、利用者の居宅に訪問し、利用者に面談したことが確認できない。</p>	<p>居宅サービス計画の作成のためには、利用者やその家族のみならず、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。また、サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会結果を記録すること。</p> <p>また、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証した上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならないことにも留意のこと。</p> <p>介護支援専門員は、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回（要支援者に対しては3月に1回）、利用者の居宅を訪問し、利用者に面談し、居宅サービス計画等の実施状況の把握を行い、その結果を記録すること。</p> <p>なお、この時の「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、面談することができない場合を主に指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。</p>
【小規模多機能型居宅介護計画】	<p>(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を、介護支援専門員でない従業者が作成し、利用者又はその家族に説明を行っていた。</p>	<p>指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護とは、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に基づき行うものであり、その(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画は介護支援専門員が作成し、説明、交付しなければならないものである。</p> <p>当該事例は運営基準違反であり、今後、介護支援専門員以外の者が(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合は指定取消を含む行政処分の対象になりうるため、援助の目標達成のための内容の明確化と介護給付の適正化の観点から、今後、介護支援専門員が(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成し、説明、交付を行うこと。</p>

令和2年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》8  
 (小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護  
 看護小規模多機能型居宅介護)

報酬・加算に関すること

	指摘事項	指導内容
【報酬・基本報酬】	<p>貴事業所に登録している利用者で、月途中で退院した当該月の請求方法について、契約解除届を取得せず、入院期間を除いて日割り請求を行っている事例があった。</p> <p>聴取したところ、入院は日割り対象事由に該当しないことを把握していたが、利用者負担を考慮し、入院により実際にサービス利用のできなかった日数分を請求しなかったとのことであった。</p> <p>なお、当該利用者は、退院後、1日のみ指定小規模多機能型居宅介護サービスを利用したが、当日すぐに再入院することとなり、当該日にて利用登録を解除していた。</p>	<p>月額包括報酬である小規模多機能型居宅介護費の日割り請求にあたっては、利用者の入院により利用登録を解除したのであれば、日割り請求を行うこととなるが、本事例では、これには該当しないため、通常どおり利用登録解除日までの日割請求(入院期間含む。)を行うこととなる。</p> <p>今後は、入院する利用者がある場合は、短期間の入院でサービスを利用できない状態であっても、制度上、月額報酬を請求することになる旨を利用者又は家族に十分に説明した上で月額報酬で算定するか、或いは入院した場合は利用登録を解除するか、事業所としての方針を書面で定めるなど取扱いを統一して対応すること。</p> <p>また、月途中における利用者との契約解除については、契約解除日が月額包括報酬における日割り請求起算日となるため、当該契約解除日が利用者負担に影響することに注意すること。</p>
【報酬・加算】	<p>訪問体制強化加算</p> <p>訪問体制強化加算の算定要件である、訪問サービスの提供に当たる常勤従業者の2名の配置を確認していなかった。</p> <p>なお、同じく当該加算の算定要件である1月あたりの延べ訪問回数が200回に達していなかったため、実際に当該加算を算定していなかった。</p>	<p>訪問体制強化加算を算定するにあたっては、指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置すること。</p> <p>なお、事業所の勤務体制において加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、変更届出書により速やかに届け出ること。</p>

令和2年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》8  
 (小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護  
 看護小規模多機能型居宅介護)

	指摘事項	指導内容
【報酬・加算】	生活機能向上連携加算( )	
	<p>生活機能向上連携加算( )に関する記録について、不十分な箇所がある。</p> <p>利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容について定めた3月を目途とする目標を達成するために、経過的に達成すべき各月の目標の記載がない。</p>	<p>生活機能の向上を目的とした(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、 . . . 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容、 . . . の内容について定めた3月を目途とする達成目標、 . . . の目標を達成するための経過的に達成すべき各月の目標、 . . . 及び . . . の目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容を記載すること。</p> <p>なお、貴事業所の作成している生活機能アセスメントの記録に上記を記載した上で別紙とし、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画と一体として取り扱うことは差し支えない。</p>

**管理者や介護支援専門員を変更する場合で注意すべき点は？**

人員基準において、研修の修了が要件とされている管理者や介護支援専門員を変更する場合は、研修修了の有無を必ず確認してください。

介護支援専門員が必要な研修を修了せずに配置された場合は、人員基準欠如に該当し、減算の対象となります。

ただし、研修を修了した職員の急な離職等により人員基準欠如となった場合に、新たに介護支援専門員を配置し、下関市の推薦を受けて山口県に研修の申込みを行い、研修を修了することが確実に見込まれるときは、研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとしています。

なお、当該介護支援専門員が受講予定の研修を修了しなかった場合は、通常の減算方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月から減算が行われます。

また、急な離職等ではなく、法人内の人事異動等による場合は、研修未受講者の配置はできません。

**人員基準上必要な研修**

(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業、看護小規模多機能型居宅介護事業

代表者	認知症対応型サービス事業開設者研修(開設者研修)
管理者	(1)認知症介護実践研修(実践者研修) (2)認知症対応型サービス事業管理者研修 看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、(1)(2)研修受講者、又は保健師若しくは看護師。
計画作成 担当者	(1)認知症介護実践研修(実践者研修) (2)小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

「認知症対応型サービス事業管理者研修」及び「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を受講するためには、「認知症介護実践研修(実践者研修)」の修了が必要です。

**【解釈通知】**

- ・代表者交代時については、代表者交代時に開設者研修が開催されていないことにより、当該代表者が開設者研修を修了していない場合、代表者交代の半年後または次回の開設者研修日程のいずれか早い日までに修了すればよい。  
(新規指定時においては原則どおり、研修を修了していることが必要。)

## 夜間及び深夜の時間帯に配置すべき介護従業者の数について

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の人員基準においては、下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第83条及び第193条の規定により、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定〔看護〕小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者については、宿泊サービス利用者のための夜勤者を1以上、及び主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置する宿直者を当該宿直勤務に必要な数以上、置かなければならないとされています。

これは、宿泊サービスの利用者に対しては夜勤者が、その他登録者からの連絡を受けての夜間の訪問サービスが必要になった場合には宿直者が対応することを規定したものです。

以下の解釈通知を確認し、適切な人員配置及びサービス提供をお願いします。

### 【解釈通知】

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  
(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)第3  
の四の2 (1)従業者の員数等

小規模多機能型居宅介護従業者 一部抜粋

へ 宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤1名と宿直1名の計2名が最低必要となるものである。また、宿泊サービスの利用者がいない場合であっても、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している時は、宿直及び夜勤を行う従業者を置かないことができることとしたものである。

なお、宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて配置される宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所で宿直する必要はないものである。(以下略)

### 【確認のポイント】

- 宿泊サービス利用者があるにも関わらず、夜勤職員が訪問サービスの対応を行うことで、事業所が従業者不在になっていないか？  
有料老人ホーム等の集合住宅に併設している場合は特に注意が必要です。
- 夜間に訪問サービスが必要となった場合には、宿直者によって訪問サービスを提供する体制となっているか？
- 一般の在宅からの利用者に対して夜間に訪問を要する事態が生じた場合にも、宿直者によって訪問サービスを提供する体制にあるか？

令和2年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》8  
(小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護  
看護小規模多機能型居宅介護)

夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う従業者の人員基準欠如について、ある月において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、減算(所定単位数の100分の70)となります。

- (1) 当該従事者が勤務すべき時間帯において、職員数が地域密着型サービス基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合
- (2) 当該従事者が勤務すべき時間帯において、職員数が地域密着型サービス基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合

人員基準欠如非該当が要件となっている加算についても、当該月は算定できません。

【 参照 】

「指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所における適正な人員配置について(通知)」(平成31年3月27日付け下介第625号)

## 短期利用居宅介護費の算定にあたって留意すべき点は？

宿泊室に空床がある場合は、緊急やむを得ない場合など以下の要件を満たす場合に、登録者以外の短期利用が可能です。

**短期利用居宅介護費の算定は、次のいずれにも適合する必要があります。**

登録者の数が登録定員未満であること。

利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定〔看護〕小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定〔看護〕小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対するサービス提供に支障がないと認めた場合であること。

利用の開始にあたって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。

○ 指定地域密着型サービス基準に定める従業者の員数を置いていること。

サービス提供が過少である場合の減算を算定していないこと。

短期利用居宅介護費を算定する利用者に対しては、生活機能向上連携加算（（介護予防）小規模多機能型居宅介護のみ）、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算以外の加算の算定はできませんのでご注意ください。

### 【短期利用に活用可能な宿泊室の算定式】

当該事業所の宿泊室の数 × (当該事業所の登録定員 - 当該事業所の登録者の数) ÷  
当該事業所の登録定員 (小数点第1位以下四捨五入)

計算例：宿泊室数が9室、登録定員が25人、登録者の数が20人の場合

$9 \times (25 - 20) \div 25 = 1.8$  となり、短期利用の登録者に対して活用できる宿泊室の数は2室となる。このため、宿泊室が9室、登録定員が25人の事業所において短期利用居宅介護費を算出するには、少なくとも登録者の数が23人以下である場合のみ算定可能となる。

令和2年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》8  
 (小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護  
 看護小規模多機能型居宅介護)

○短期利用居宅介護費を算定する際の注意点

1. 事前(算定する月の前月の15日まで)に市に短期利用居宅介護費を算定する旨の届け出を行うこと。
2. 重要事項説明書に、短期利用居宅介護費の利用料金等を記載し、事前に説明・同意を得ること。
3. 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に基づいて、〔看護〕小規模多機能型居宅介護計画書を作成すること。

	(介護予防)小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護【短期利用】 看護小規模多機能型居宅介護【短期利用】
居宅サービス計画作成者	(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所〔看護小規模多機能型居宅介護事業所〕の計画作成担当者	居宅介護支援事業所〔介護予防支援事業所〕の介護支援専門員
給付管理	(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所〔看護小規模多機能型居宅介護事業所〕の計画作成担当者	居宅介護支援事業所〔介護予防支援事業所〕の介護支援専門員
サービス計画費	算定できない (介護予防)小規模多機能型居宅介護費〔看護小規模多機能型居宅介護費〕に含まれている	居宅介護支援費〔介護予防支援費〕

【Q】短期利用可能な宿泊室数の計算を行うに当たって、当該事業所の登録者の数は、いつの時点の数を使用するのか。

【A】短期利用可能な宿泊室数の計算を行うに当たって、当該事業所の登録者の数は、短期利用を認める当該日の登録者の数を使用するものとする。【Q & A H27.4.1】

## 看護小規模多機能型居宅介護計画書等について

看護小規模多機能型居宅介護計画書(看護サービスに係る計画に限る。)、  
看護小規模多機能型居宅介護報告書及び看護小規模多機能型居宅介護記録書の  
作成については、訪問看護の基準と同様に、以下の厚生労働省通知を参照に作  
成してください。

### ○厚生労働省通知

訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて(抄)(平成12年3  
月30日老企第55号)厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知)  
別紙(訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて)

[ホームページ掲載場所]

下関市ホームページトップページ(<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

事業者の方へ

保健・福祉

介護保険

制度改正・報酬改定

平成30年度介護報酬改定について

(リンク先) 平成30年度介護報酬改定について(厚生労働省ホームページ)

リンク先のページ(平成30年度介護報酬改定に  
ついて)の「介護報酬改定に関する通知」の上  
から19番目のファイルが、20番目が  
です。

訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて〔111KB〕  
別紙(訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて)〔73KB〕

注1) 看護小規模多機能型居宅介護計画書等の様式は問いませんが、運営基準  
及び上記通知に記載が必要とされている事項については、漏れなく記載  
してください。

注2) 下関市における指導基準として、実地指導等では国が定める運営基準等  
のほか次の記載事項についても確認しています。

- ・作成日、作成者<sup>標準様式にあり</sup>及び説明者の記載はあるか。
- ・看護小規模多機能型居宅介護計画書について、作成日、利用開始日、交  
付日は整合しているか。
- ・看護小規模多機能型居宅介護計画書について、利用者へ説明し同意を得  
て交付したことが書面で確認できるか。

「上記について説明を受け同意のうえ、交付を受けました」等の明確  
な文言があること。

## 出張所（サテライト事業所）の設置の要件について

下関市では平成25年6月1日以降に出張所（サテライト事業所）を設置する際の要件を定めておりますが、国が推奨する地域の実情を踏まえたサテライト型事業所の積極的な活用にそぐうよう、要件を一部緩和しました。

また、制度改正等に伴い追加となったサービスについても、併せて変更しました。

### 1. 出張所（サテライト事業所）とは

事業所の指定は原則としてサービス提供の拠点ごとに行いますが、例外的にサービス提供の効率化や訪問エリアを拡大することで地域や利用者のニーズへの対応の充実を図るために、一体的なサービス提供の単位として主たる事業所に含めて指定され、主たる事業所の一体的管理のもとサービス提供拠点としての機能を果たすもので、以下の要件を満たす必要があります。

利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等で従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替え要員を派遣できるような体制）にあること。

苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。

人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

## 2. 出張所(サテライト事業所)を設置できる地域及び要件

離島振興地域

振興山村地域

特定農山村地域

過疎地域

辺地

以上 ~ の地域に該当し、かつ主たる事業所から自動車等による移動に要する時間が、おおむね20分以内の範囲とする。( の地域は、移動に要する時間の要件を除く。) ただし、この基準により難しい場合は、個別に設置の可否について判断することとする。

主たる事業所がこれらの地域に存在する必要がある、ということではありません。

### 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスにおける例外措置】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、以下の要件に該当する場合、2の ~ に定める地域に関わらず、出張所(サテライト事業所)を設置することができます。

- ・出張所(サテライト事業所)として届け出る場所が、住宅型有料老人ホーム等の集合住宅に設置されたコール機器の対応を行う区画であり、当該集合住宅の入居者である利用者に対し、当該コール機器を用い、コール受けを行うこと。

## 3. 出張所(サテライト事業所)を設置できるサービス

訪問介護

第一号訪問事業

(介護予防)訪問看護

(介護予防)訪問リハビリテーション

(地域密着型)通所介護

第一号通所事業

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

夜間対応型訪問介護

(介護予防)認知症対応型通所介護

(介護予防)小規模多機能型居宅介護<sup>1</sup>

看護小規模多機能型居宅介護<sup>2</sup>

令和2年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》8  
(小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護  
看護小規模多機能型居宅介護)

- 1 サテライト型指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所とは異なる。
- 2 サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とは異なる。

#### 4. 事前相談

出張所(サテライト事業所)の設置申請については、人員体制や設備要件等の確認が必要ですので、設置する月の1カ月以上前に介護保険課事業者係へご相談下さい。

#### 5. 提出部数及び提出期限

正本1部を介護保険課事業者係に提出して下さい。

なお、別途、申請者保管用として、副本1部を申請者で作成、保管しておいて下さい。

提出期限は、出張所(サテライト事業所)を設置する月の前月の15日です。

#### 6. その他

出張所(サテライト事業所)の名称については、主たる事業所の出張所(サテライト事業所)であることを明確にして下さい。

(例) デイサービスセンター 出張所

## 最近の質問から

問1 泊りサービスを終えて自宅に戻る予定だった利用者があるが、家族の急病により自宅に戻れなくなってしまった。本日の泊りサービス利用者は既に利用定員に達しているが、当該利用者に対しても宿泊サービスを提供しても良いか。

(答1) 特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ません。利用定員超過となった理由等を記録に残しておいてください。

また、利用定員が超過した場合においても、当該利用者及び他の利用者に不都合が生じないように、適切なサービス提供を行ってください。

問2 介護予防小規模多機能型居宅介護利用者に対するモニタリングはどの頻度で行えばよいのか。

(答2) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は介護予防支援の基準に沿ってケアプラン作成にかかる一連の業務を行います。

よって、少なくとも3月に1回は利用者の居宅で面接を行い、それ以外の月も電話等により利用者にサービスの実施状況等について確認を行い、記録を残す必要があります。

また、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画書の期間の終了まで少なくとも1回はモニタリングを行わなければいけません。

以上により、貴事業所の介護支援専門員が3月に1回利用者に訪問、それ以外は電話等による確認を行えば基準上のモニタリングの頻度は満たすこととなります(計画の期間が3月以上の場合に限る)。

なお、介護支援専門員は、毎月のサービスの提供状況や利用者の状態等について、介護サービスを提供する事業所から報告を受ける必要があるため、介護職員等から報告を受け記録を行う、または介護支援専門員(介護職員を兼務)が直接確認し記録を行う必要があることに留意してください。

問3 要支援2の利用者が、現在、居宅介護支援事業者のケアマネジャーにより、福祉用具貸与に係る協議書を介護保険課事業者係へ提出済みで、介護ベッドを貸与されている。

来月から、事業所を小規模多機能型居宅介護へ変更し、ケアマネジャーも変更となるが、引き続き介護ベッドの貸与の希望がある際の手続きとして、福祉用具貸与に係る協議書を再提出する必要があるのか。

(答3) 再提出の必要があります。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員は、新規に利用者を担当することになった場合、介護予防サービス計画の作成に係る一連のケアマネジメントプロセスに沿って、介護予防サービス計画の作成等を行う必要があります。

したがって、利用者本人の状態も貸与希望の意思も変わらず、主治医も福祉用具業者も変わらない場合であっても、改めて一連の業務を行い、介護予防福祉用具の必要性についても検討しなくてはなりません。

当該利用者が、引き続き「福祉用具貸与に係る協議書」の提出が必要な介護予防福祉用具の貸与を希望している場合は、改めて貴事業所が担当する新規の利用者として、当該協議書の提出をお願いいたします。

問4 月途中で、小規模多機能型居宅介護事業所から特定施設入居者生活介護事業所(一般型)に事業所を変更した場合、それぞれが給付管理を行うのか。それともどちらか一方がまとめて給付管理を行うのか。

(答4) 特定施設入居者生活介護(一般型)は居宅サービスではありますが、区分支給管理対象外であるため、給付管理を行う必要がありません。

よって、小規模多機能型居宅介護事業所が自事業所を利用した期間の給付管理を行うこととなります。

【山口県国民健康保険団体連合会確認済】

問5 小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に入居している利用者は、小規模多機能型居宅介護費(同一建物に居住する者に対して行う場合)で算定をするが、連泊の利用者についても同様に算定するのか。なお、実際の居住地は同一建物外である。

(答5) 指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する利用者については、小規模多機能型居宅介護費(同一建物に居住する者に対して行う場合)を算定しますが、月を通じて泊まりサービスを利用(いわゆるロングステイ)していることを以って、当該報酬を算定するものではありません。

当該利用者が同一建物に居住しているのでなければ、小規模多機能型居宅介護費(同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合)を算定してください。

## 運営推進会議、自己評価・外部評価について

### 1. 運営推進会議

運営推進会議は、利用者や地域住民の代表者等に対して、〔看護〕小規模多機能型居宅介護で提供されるサービスの内容を明らかにすることで、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとして運営されることを目的としています。

具体的には、おおむね2月に1回会議を開催し、事業者からサービス等の活動状況を報告し、会議の構成員により評価を受けるとともに、サービスに対する要望や助言を受けるものです。

なお、グループホーム等を併設している場合は、1つの運営推進会議において、両事業所の評価を受けることが可能です。

#### ○運営推進会議の議事録について

議事録については、事業者において2年間保存することが義務付けられています。

**運営状況の把握のため、議事録を作成しましたら、その都度下関市介護保険課へ提出をお願いします。**

#### ○議事録の公表について

議事録は、事業所内に掲示するなどの方法で公表することが義務付けられています。ただし、議事録にはサービス提供状況の報告などが記載されているため、利用者の氏名等個人情報に係る記載がある場合には、公表にあたって十分配慮してください。

### 2. 自己評価・外部評価

指定〔看護〕小規模多機能型居宅介護事業所は、自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、これを運営推進会議に報告した上で公表するよう定められています。

「自己評価」は、管理者等が中心になり、事業所内のスタッフ全員で行います。「外部評価」は、運営推進会議のメンバーと一緒にいきます。

令和2年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》8  
 (小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護  
 看護小規模多機能型居宅介護)

	様式名	備考
自己評価	【小】スタッフ個別評価(別紙2-1 ~ ) 【看】従業者等自己評価(別紙3-1)	☞原則として事業所の全ての従業者が行うことが望ましい。
	【小】事業所自己評価(別紙2-2 ~ ) 【看】事業所自己評価(別紙3-2) 公表義務あり(【小】のみ) 市介護保険課に提出(【小】のみ)	☞スタッフ個別評価、従業者等自己評価を持ち寄り、事業所全体のミーティングにより検討を行う。
外部評価	【小】地域からの評価(別紙2-3 地域かわりシート )	☞運営推進会議において、事業所自己評価結果の説明を行い、今後の改善の進め方について、第三者の観点からの意見を募る(1年に1回以上)。
評価結果の公表及び市への提出	【小】小規模多機能型居宅介護「サービス評価」総括表(別紙2-4) 【看】運営推進会議における評価(別紙3-3) 公表義務あり 市介護保険課に提出	☞【小】運営推進会議で出された意見を集約し、別紙2-3地域かわりシート を作成する

小規模多機能型居宅介護に該当する様式に【小】と、看護小規模多機能型居宅介護に該当する様式に【看】と記載しています。

**評価様式は、市ホームページからダウンロードできます。**

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

事業者の方へ

保健・福祉

介護保険

加算手続き・各種申請様式

地域密着型サービス事業所の運営推進会議を活用した評価の実施について

○結果の公表

(1) 事業所における評価結果の公表

法人のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により、以下の書類の公表が必要です。

【小】事業所自己評価(別紙2-2 ~ )

【小】小規模多機能型居宅介護「サービス評価」総括表(別紙2-4)

【看】運営推進会議における評価(別紙3-3)

令和2年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》8  
(小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護  
看護小規模多機能型居宅介護)

(2) 市における評価結果の公表

各事業所は、上記評価結果を介護保険課事業者係へ電子メールにより提出して下さい。市は、市役所窓口、12包括支援センター窓口にて掲示します。

介護保険課事業者係 E-mail: kaigojigyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

【Q】小規模多機能型居宅介護の運営推進会議には、地域密着型サービス基準が定める全てのメンバー(利用者、市町村職員、地域住民の代表者(町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等))が毎回参加することが必要となるのか。

【A】毎回の運営推進会議に、全てのメンバーが参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるものである。ただし、運営推進会議のうち、今般の見直しにより導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須である。【Q & A H27.4.1】